

第4号様式

流財活第 39 号 令和5年 6月28日

(宛先) 流山市監査委員

流山市長 井崎 義治



監査結果に基づき講じた措置について(通知)

令和5年2月16日付け、流監第122号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法(昭和22年法律第67号) 第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

措置事項報告書

報告年月日・番号		令和5年2月16日・流監第122号		
監査の種	別		定期監査・行政監査	
部 課 等	名	区分	指摘事項等	措置事項
総務部財産活用課		意見	重要物品現在高通知書については、財務規則第283条に基づく会計管理者への通知が適切に行われるよう、必要に応じて財務規則の見直しも含め、その通知方法について検討し、全庁的に周知されたい。また重要物品現在高通	物品の異動情報については、これまで の通知文に加え、「物品の報告及び確 認方法について」を追加し、周知した。 さらに公会計管理台帳システムの記録 及び物品調書等の現況について公会計 管理台帳システムの記録 で各課に個別に確認し、加えて公会計 管理台帳システムが品調書を抽出 できるよう調整しました。 また、その物品調書の根拠となる個別 票を重要物品現在高通知書に添付する ことにより互いの資料にそごが出ない ようにしました。

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、 「指摘」又は「意見」とする。